

川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、川西町補助金等交付規則（平成29年規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、安全で安心して気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる取組の実施に要する経費の助成を行うことにより、こどもに対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 2人以上で構成され、代表者が町内に住所を有する団体又は本部（本店）の所在が町内にある法人。
- (2) スポーツクラブやこども会などの親睦団体や同好会でないこと。
- (3) 政治活動、宗教活動又はこれらに類する活動ではないこと。
- (4) 営利を目的とし、又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受ける団体でないこと。
- (5) 組織の運営に関する規約等を定めて、計画的継続的に活動を行っている、又は今後行うことを予定していること。
- (6) 会計が適正に管理されていること。
- (7) 前条に掲げる目的のため、町が主催するネットワーク会議等に参加協力できること。
- (8) 第1号の代表者又は法人が、町税その他町の徴収債権を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内で実施する次に掲げる事業とする。

- (1) こども（概ね18歳までの者をいう。以下同じ。）やその家庭に食事の提供又は支援を行う事業
- (2) 学習支援、こども同士の遊び体験、大人と関わる機会の創出等こどもの居場所づくりを行う事業
- (3) こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業

2 前項の事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 川西町在住のこどもを対象とする事業であること。
- (2) 町域全体への周知がなされ、対象とするこどもを地区や補助対象団体の関係者等に限定しないこと。
- (3) 食事・食材の提供は無料又は安価で行うこと。

- (4) 事業の実施に当たっては、川西町こども家庭センター（以下「センター」という。）等の相談機関、学校等の連携を図り、支援が必要な子ども及び家庭の把握に努めること。
- (5) 支援が必要な子ども又は家庭を発見した場合は、センター及び関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 事業活動で知り得た情報は法令に則り適切に管理すること。
- (7) 食事の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギーの対応、防火等に配慮すること。
- (8) 食材の確保については、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (9) 支援が必要な子ども及び家庭が随時センターに相談できるよう周知を図ること。
- (10) 事業頻度は年2回以上であること。
- (11) 事業時間は、1回当たり3時間以上であること。
- (12) 参加人数は、1回当たり10人以上が見込まれること。
- (13) 事業実施中、常駐できる責任者を配置すること。
- (14) 事業の円滑な実施体制が確保されていること。
- (15) 国、地方公共団体その他これらに類するものから補助対象事業に係る補助金又は給付金を受けていないこと。
- (16) 法令及び川西町の条例、規則、その他の規定を遵守すること。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象となる期間は、補助金の交付決定日からその日の属する年度の3月31日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

(補助基準額)

第7条 補助の基準となる額は、次に掲げる額とする。ただし、30万円を限度とする。

補助基準額	3万円×補助対象期間中の事業実施回数
-------	--------------------

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる金額のいずれか低い額とする。ただし、100円未満の端数は、切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象経費の総額から利用者からの料金収入及び寄付金を控除した額
- (2) 補助基準額

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が定める期間内に町長に提出しなければならない。

- (1) 団体会員（法人役員）名簿（第2号様式）
- (2) 事業実施計画書（第3号様式）
- (3) 事業収支予算書（第4号様式）
- (4) その他補助金の交付に関し町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、当該申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 町長は、交付決定額の5割以内の額を概算払により交付することができる。

2 交付決定者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、町長の定める期日までに川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金概算交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、川西町こどもの居場所づくり支援事業完了実績報告書（第8号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第9号様式）
- (2) 事業収支決算書（第10号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の報告書の提出があったときはその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定者は、前条第2項の規定により補助金交付額の確定通知を受けたときは、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による補助金確定通知書に返還額があるときは、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金返還命令書（第12号様式）により、交付決定者に対して期限を定めてその額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (2) 補助金の交付決定の内容又は本要綱に違反した場合
- (3) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 正当な理由なく事務手続を行わなかった場合
- (5) 町長が適当でないと認めた場合

2 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、交付決定者に対し、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金取消決定通知書（第13号様式）により通知し、川西町こどもの居場所づくり支援事業補助金返還命令書（第12号様式）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
補助対象事業を実施するうえで要する次の経費
（1）報償費
（2）需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、修繕費）
（3）役務費（通信運搬費、広告料、保険料）
（4）委託費
（5）使用料及び賃借料
（6）備品購入費
ただし、以下に掲げるものは補助対象経費としない
（1）恒常的職員に係る人件費
（2）補助対象団体の経常的な活動費
（3）補助対象団体の親睦等のための経費
（4）補助対象事業に要する経費と客観的に証することができない経費